

二、官舎ニ関スルモノ  
 三、道路港灣ノ修築、治水事業ニ屬スルモノ  
 四、北海道ニ於ケル拓殖事業ニ屬スルモノ  
 五、一廉壹萬五千圓未滿ノ小新營  
 六、一廉壹萬圓未滿ノ小修繕  
 七、其ノ他特殊ノ事由ニ因リ内務大臣、大藏大臣ト協議シテ定メタルモノ

寫

陸普第三三五二號

營繕統一ニ關シ除外ノ件通牒

昭和五年七月廿一日

陸軍次官心得

陸軍省軍務局長 杉山 元

大藏次官 河田 烈 殿

首題ノ件左記ノ通兼知セラレ度

左記

一、陸軍自ラ實施ヲ要スルモノ次ノ如シ  
 人、軍機ノ保持及軍事ノ特殊施設ヲ要スルモノ例ヤ



2、  
 ハ要塞、軍隊、病院、戦用軍需品倉庫、火薬庫、  
 特種ノ研究（実験、製造）施設、航空ニ関スル  
 特種施設軍隊ニ準スヘキ學校、陸軍造兵廠、衛  
 戍監獄及陸軍運輸部立ニ戦時事変ノ場合ニ於ケ  
 ル臨時構築物等  
 造僻ノ地（島嶼共）又ハ陸軍部隊ノニ孤立所在  
 セル土地ニ在ルモノ例ヤハ軍馬補充部支部ノ全  
 部、聯隊區司令部、憲兵隊又ハ築城部支部ノ一  
 部等  
 3、  
 左記ノ工事實施ニ就テハ陸軍衛生材料廠工事ノ  
 実績ニ顧ミ一團ノ工事ヲ兩所管ニテ今割實施ス  
 ルコトハ甚シク不経済ナルノミナラス其ノ實施  
 ヲ複雑ナラシメ不便不利大ナルヲ以テ之ヲ全部

陸軍ニ於テ實施スルコトニ致度  
 陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、陸軍衛生材料廠、陸  
 軍兵器廠及要塞司令部

二、其他ノ營繕ハ原則トシテ大藏省ニ移管スルコト  
 但シ一應壹万五千円未満ノ小新營及一應壹万四千  
 円未満ノ小修繕ハ之ヲ除外スルコト